

管理職職員等の再就職審査に関する事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪府職員基本条例（平成24年大阪府条例第86号。以下「条例」という。）第32条第4項の規定による申請手続のほか、管理職の職員若しくは職員であった者又は勤続期間が二十年以上である職員若しくは職員であった者（以下「管理職職員等」という。）の再就職の可否の決定に関し必要な事項を定めるものとする。

(再就職承認の申請)

第2条 条例第32条第4項の規定による申請は、再就職承認申請書（別紙1）により行うものとする。

2 知事は、条例第32条第3項第1号の規定により大阪府人事監察委員会（以下「委員会」という。）に意見を聴くときは、再就職承認申請書（別紙1）を添付するものとする。

(知事への意見報告)

第3条 委員会は、条例第32条第3項第1号の意見を再就職承認申請意見書（別紙2）により知事に報告するものとする。

(知事の再就職可否の決定)

第4条 知事は、前条の規定により報告のあった意見を勘案して、審査の上、管理職職員等の再就職の可否を決定しなければならない。

(再就職可否の決定通知)

第5条 知事は、前条の規定による決定の結果を、再就職審査結果通知書（別紙3）により、管理職職員等へ通知しなければならない。

(承認後の再就職の手続)

第6条 管理職職員等は、前条の規定による通知（不承認とする旨の通知を除く。）を受けた後、再就職を希望する法人が行う面接選考等を受けることができる。

(知事の承認に要する期間)

第7条 知事は、条例第32条第4項の規定による申請があつてから概ね3週間以内に、第5条の規定による通知を行うよう努めるものとする。

(委任)

第8条 この要綱の実施について必要な事項は、人事課長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年5月11日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月24日から施行する。

| | |
|---|-----------------|
| ④ 役職名（予定） | ⑤ 雇用形態（常勤・非常勤等） |
| ⑥ 給与年収（見込み） | ⑦ 勤務時間・休日 |
| ⑧ 採用予定年月日 | ⑨ 雇用期間 |
| ⑩ 再就職後の職務内容 | |
| ⑪ 法人等が申請者に求める特定の資格や免許、条件等 | |
| ⑫ 再就職後に活用できると考える申請者自身の特定の資格や免許、知識、経験等 | |
| ⑬ その他（備考）（補足して説明すべきこと等があれば自由に記載してください。） | |

求人内容について、求人票や勤務条件を記載したものなど、内容が具体的にわかる書類がある場合は添付してください。

3 申請者と承認を希望する法人等との関係等（大阪府職員基本条例第32条第1項該当）

| | | |
|--|----------------------------|----------------------------|
| (1) 申請者の在職中（採用から退職までの間）の職務内容と法人等との関わりの有無 | <input type="checkbox"/> 有 | <input type="checkbox"/> 無 |
| 具体的な関わりの時期及びその内容（2に掲げる法人との関わり） | | |
| (2) 上記（1）における申請者の関与の度合い | | |
| 業務遂行に際しての申請者の役割分担等 | | |

次の項目については、大阪府職員基本条例第32条第2項に規定する行政上の処分（許認可等）に関する事務に職務として携わった法人への再就職承認申請の場合に記入してください。

4 行政上の処分（許認可等）に関する法人（大阪府職員基本条例第32条第2項該当）

| | | | |
|---|--------------|----------------------------|----------------------------|
| (1) 2に掲げる法人に対する行政上の処分（許認可等）に係る事務の有無 | | <input type="checkbox"/> 有 | <input type="checkbox"/> 無 |
| 離職前5年間に於ける、2に掲げる法人に対する行政上の処分（許認可等）に係る職歴 | | | |
| 発令年月日 | 所 属 名 | 補 職 名 | |
| 年 月 日 | | | |
| 年 月 日 | | | |
| 年 月 日 | | | |
| 申請者が従事した行政上の処分（許認可等）に係る職務内容（具体的に） | | | |
| (2) 上記（1）における申請者の関与の度合い | | | |
| 行政上の処分（許認可等）に係る専決権者、同処分に当たっての申請者の役割及び関与の度合い（具体的に） | | | |
| (3) 2に掲げる法人に対して行った不利益処分の有無 | | <input type="checkbox"/> 有 | <input type="checkbox"/> 無 |
| 具体的な不利益処分の内容、同処分に当たっての申請者の役割及び関与の度合い | | | |

再就職承認申請意見書

年 月 日

大阪府知事様

大阪府人事監察委員会
(退職管理部会)

管理職職員等の再就職審査に関する事務処理要綱第3条の規定に基づき、再就職承認申請書に対する意見について報告します。

記

別紙に記載のとおり。

内訳

| | | |
|---------------|--|---|
| 申請件数 | | 件 |
| 承認が妥当 | | 件 |
| 不承認が妥当 | | 件 |
| 承認を必要 としない | | 件 |
| その他 | | 件 |

再就職審査結果通知書

年 月 日

(申請者氏名) 様

大阪府知事

管理職職員等の再就職審査に関する事務処理要綱第5条の規定に基づき、再就職審査結果を通知します。

| | |
|------------------------------------|--------------------|
| <input type="checkbox"/> 承認 | 承認の理由又は承認に際しての附帯条件 |
| <input type="checkbox"/> 不承認 | 不承認の理由 |
| <input type="checkbox"/> 承認を必要としない | 承認を必要としない理由 |
| 承認番号 | |

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大阪府知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪府を被告として(訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。)、大阪地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記1の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。
また、上記2の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。